

野田市災害時要援護者支援計画

第1 総則

- 1 目的
- 2 避難支援を行う対象の範囲
 - (1) 人的範囲
 - (2) 地理的範囲
- 3 個人情報保護のための措置
 - (1) 個人情報保護に関する指導・啓発
 - (2) 個人情報の管理
- 4 防災関係部局と福祉関係部局との連携

第2 平常時における措置

- 1 要援護者避難支援に係る広報啓発等
- 2 要援護者台帳等の作成
 - (1) 実施地区における措置
 - ア 自主防災組織等による要援護者の把握
 - イ 市が保有する個人情報に基づく要援護者の把握
 - ウ 未登録要援護者台帳の作成
 - (2) 未実施地区における措置
- 3 要援護者台帳等の更新
 - (1) 実施地区についての随時更新
 - ア 既登録要援護者に係る登録情報の変更等
 - イ 未登録要援護者の登録
 - ウ 未登録要援護者台帳の更新
 - (2) 未実施地区についての随時更新
 - (3) 定期確認
 - ア 要援護者台帳
 - イ 未登録要援護者台帳
 - ウ 潜在的要援護者台帳
- 4 要援護者に配慮した防災訓練の実施

第3 災害発生時における措置

- ア 実施地区における措置
- イ 未実施地区における措置
- ウ 警察及び消防等に対する情報提供

第4 福祉避難所の設置・活用による支援

- 1 福祉避難所の設置
- 2 発災時における福祉避難所での対応

第5 その他

第1 総則

1 目的

この計画は、野田市地域防災計画に基づき、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難の支援に関し、個人情報保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、もって要援護者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 避難支援を行う対象の範囲

この計画に基づいて避難支援を行う対象の範囲は、次のとおりとする。

(1) 人的範囲（「要援護者」の範囲）

次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）を対象とする。

- ① 身体障害者
- ② 精神障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 要介護等認定者
- ⑤ 高齢者のみの世帯
- ⑥ 前各号のほか、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者

(2) 地理的範囲

全市域を対象とする。

ただし、要援護者の住所、氏名、性別、生年月日、要援護の理由、電話番号、緊急連絡先、支援者等の避難支援に必要な個人情報を申請に基づき登録する台帳（以下「要援護者台帳」という。）の作成等は、地域住民の深い理解と積極的な協力なくして的確に実施することはできないことから、全市域において実施することを目標とするが、当面は自治会、自主防災組織等（以下「自主防災組織等」という。）により合意が形成された地区から順次実施することとする。

3 個人情報保護のための措置

市長は、この計画の実施に当たり、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、あらかじめ、この計画に基づく個人情報の取扱いについて市長に届出を行うとともに、その適正な実施を確保するため、次のとおり所要の措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報保護に関する指導・啓発

市長は、健康状態、病歴、心身の障害等に関する個人情報が、適正な取扱いを行うべき個人情報の中でも特に配慮を要する、いわゆるセンシティブ情報（特に機微に触れる情報）であり、この計画の実施に当たってはまさにこのセ

ンシティブ情報を取り扱うことに留意し、関係する職員、自主防災組織等の構成員、要援護者の避難を支援する者（以下「支援者」という。）、民生委員等がその重要性を十分に認識し、万が一にも取扱いに誤りのないよう、条例第3条第1項に基づき、必要な指導、啓発等を行うものとする。

（2）個人情報管理

市長は、この計画の実施に伴い個人情報を取り扱う職員、自主防災組織等の構成員、支援者等に対し、個人情報について、条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底するものとする

- ① この計画に定めた者以外の者に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ② この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。（市長が管理する場合を除く。）
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ⑤ 市長が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑥ 市長は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市長以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

4 防災関係部局と福祉関係部局との連携

市長は、防災対応の主たる担い手である民生経済部と要援護者に関する情報を保有する保健福祉部に、平常時から連携してこの計画の実施に当たらせ、災害時における要援護者の支援体制の確立を図るものとする。

第2 平常時における措置

1 要援護者避難支援に係る広報啓発等

市長は、自主防災組織等と連携し、災害時において市民の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、洪水ハザードマップの住民配付や住民参加型の防災講習会等を通じて要援護者や支援者となる地域住民に避難準備情報等の意味や留意点を周知するとともに、この計画の趣旨、内容等について市民に対して積極的に広報啓発を行い、要援護者台帳等の作成を実施する地区（以下「実施地区」という。）の増加に努めるものとする。この場合において、水害時における浸水被害、震災時における家屋倒壊被害等の懸念が強い地区において実施の緊急性が高いことに留意し、これらの地区において取組が推進されるよう優先的に説明会を開催するなど必要な配慮をするものとする。

自主防災組織等は、市長と連携し、この計画の趣旨、内容等について地区住民に対して広報啓発を行い、実施地区となることについて合意を形成するよう努めるものとする。合意が形成された場合には、自主防災組織等の長は、市長に対してその旨の届出（条例第8条第2項に規定する個人情報の適正な管理を担保するための個人情報の適正な取扱いに関する誓約書の提出を含む。）をするものとする。

2 要援護者台帳等の作成

(1) 実施地区における措置

実施地区の自主防災組織等と市長は、連携して、平常時において次のとおり要援護者台帳の作成等を行うものとする。

ア 自主防災組織等による要援護者の把握

- ① 自主防災組織等は、各世帯に要援護者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を配布・回収し、その地区における要援護者の所在を把握するものとする。自主防災組織等は、登録申請書の配布に当たり各世帯に対してその趣旨等について十分に説明を行うとともに、回収に当たり要援護者台帳への登録を希望する者については、その意向を尊重しつつ、災害時において当該要援護者を支援する者（以下「支援者」という。）2名以上の指定その他の個別避難支援計画の策定を行うものとする。この場合において、個別支援計画の策定等に当たる自主防災組織等の構成員及び支援者は、自主防災組織の長に対し、条例第8条第2項に規定する個人情報の適正な管理を担保するため、個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を提出するものとする。
- ② 自主防災組織等は、回収した登録申請書を取りまとめて市長に提出するものとする。この登録申請書の配布・回収は、必要に応じ、あらかじめ市長と協議した上で、民生委員、社会福祉協議会、福祉団体等の協力を得て行うことができるものとする。
- ③ 登録申請書においては、要援護者台帳への登録、要援護者台帳に登録した情報を市から自主防災組織等、民生委員、支援者等に対する提供その他のこの計画に基づく個人情報の取扱いに関し、要援護者の同意を求めるものとする。
- ④ 市長は、②により自主防災組織等から提出を受けた登録申請書に基づいて要援護者台帳への登録を行うものとする。なお、要援護者台帳は、高齢者等に係る部分は高齢者福祉課において、障害者その他の者に係る部分は社会福祉課において管理するものとする。
- ⑤ 市長は、④により要援護者台帳への登録を行った後、各登録申請書について副本を支援者の人数に1を加えた枚数作成し、提出した自主防災組織等及び自主防災組織等を経由して各支援者に提供するものとする。
- ⑥ 自主防災組織等は、⑤により市長から提供された副本のうち1通を自ら保管し、その余りを各支援者に交付するものとする。
- ⑦ 支援者は、要援護者への日常的な訪問活動を通じ、要援護者との信頼関係の構築に努めるものとする。

イ 市が保有する個人情報に基づく要援護者の把握

- ① 市長は、アによっては把握できない要援護者を把握するため、その保有する、要援護者である可能性が高い身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護等認定者及び高齢者のみの世帯（以下「潜在的な要援護者」という。）に係る個人情報について、条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」として目的外利用及び第三者提供を行うこととし、同条第3項に基づき、

あらかじめ野田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、災害発生時における要援護者の避難支援によるその生命、身体等の保護の重要性を説明するとともに、個人情報の適切な取扱いを担保するための所要の措置を講ずる旨を十分に説明するものとする。

- ② 市長は、アにより作成した要援護者台帳と保有する潜在的な要援護者に係る個人情報とを突合し、実施地区に居住する潜在的な要援護者であって要援護者台帳に登録されていない者を抽出するものとする。なお、この突合は個人情報の目的外利用であることから、実施した後、条例第9条第4項に基づいて審議会に報告するものとする。
- ③ 市長は、②により抽出した潜在的な要援護者について、その職員をして面会させ、又は民生委員に依頼して所要の個人情報を提供して面接をし（この場合において、市長は、面接を実施した後、第三者提供について条例第9条第4項に基づいて審議会に報告するものとする。）、この計画の趣旨及びこの計画に基づく個人情報の取扱いについて説明した上で、要援護者台帳への登録の希望の有無を確認するものとする。
- ④ 市長及び自主防災組織等は、③により確認した潜在的な要援護者の意向に従い、希望する者についてはアの例により支援者の指定、要援護者台帳への登録等を行うものとする。

ウ 未登録要援護者台帳の作成

- ① 市長は、災害発生時において要援護者の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、要援護者であるにもかかわらずア及びイを通じて避難支援を希望しないことが判明した者についても、災害発生時において可能な限りの確かつ迅速に避難支援、安否確認等を行うことができるよう、条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」として保有する潜在的な要援護者に係る個人情報を目的外利用してこれらの者の住所、氏名、性別、生年月日、要援護の理由、電話番号等の避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する台帳（以下「未登録要援護者台帳」という。）を作成するものとする。なお、この作業を実施した後、同条第4項に基づいて審議会に報告するものとする。
- ② 市長は、①により未登録要援護者台帳を作成したときは、自主防災組織等の区域ごと及び避難場所ごとに整理するとともに、副本1部を作成しておくものとする。
- ③ ②により整理した未登録要援護者台帳及び副本は、高齢者等に係る部分は高齢者福祉課において、障害者その他の者に係る部分は社会福祉課において管理するものとする。

（2）未実施地区における措置

未実施地区について、市長は、次のとおり潜在的な要援護者の住所、氏名、性別、生年月日、要援護の理由、電話番号等の避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する台帳（以下「潜在的な要援護者台帳」という。）を作成するものとする。

- ① 市長は、災害発生時において要援護者の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、災害発生時において可能な限りの確かつ迅速に要援護者の避難支援、安否確認等を行うことができるよう条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」として潜在的要援護者に係る個人情報を目的外利用して潜在的要援護者台帳を作成するものとする。なお、この作業を実施した後、同第4項に基づいて審議会に報告するものとする。
- ② 市長は、①により潜在的要援護者台帳を作成したときは、自主防災組織等の区域ごと及び避難場所ごとに整理するとともに、副本1部を作成しておくものとする。
- ③ ②により整理した潜在的要援護者台帳及び副本は、高齢者等に係る部分は高齢者福祉課において、障害者その他の者に係る部分は社会福祉課において管理するものとする。

3 要援護者台帳等の更新

(1) 実施地区についての随時更新

ア 既登録要援護者に係る登録情報の変更等

- ① 既に要援護者台帳に登録されている要援護者又はその支援者（これらの者の家族等を含む。）は、死亡、転出その他の事情により要援護者台帳に登録された情報の変更、加除等（要援護者としての登録そのものの消去を含む。）が必要となったときは、市長に対し、その旨を申し出るものとする。
- ② 市長は、①により申出を受けた場合において、要援護者台帳等について所要の変更等を行うとともに、必要に応じ、関係自主防災組織等と連携して新たな支援者を指定するなどにより、申出に係る要援護者について適切な支援が確保されるよう配慮するものとする。
- ③ 市長は、潜在的要援護者に係る行政事務の遂行において要援護者台帳等について変更等を要する事実を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、②の例により所要の措置を講ずるものとする。

イ 未登録要援護者の登録

- ① 実施地区に居住する要援護者台帳に登録されていない要援護者であって、新たに要援護者台帳への登録を希望する者は、市長に対し、その旨を申し出るものとする。
- ② 市長は、①により申出を受けた場合において、関係自主防災組織等と連携して、2（1）アの例により要援護者台帳への登録等を行うものとする。
- ③ 市長は、潜在的要援護者に係る行政事務の遂行において要援護者台帳等に登録すべき要援護者を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、2（1）イ③及び④の例により所要の措置を講ずるものとする。

ウ 未登録要援護者台帳の更新

市長は、潜在的要援護者に係る行政事務の遂行において未登録要援護者台帳について変更等を要する事実を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、所要の変更等を行うものとする。

(2) 未実施地区についての随時更新

市長は、潜在的要援護者に係る行政事務の遂行において潜在的要援護者台帳について変更等を要する事実を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、所要の変更等を行うものとする。

(3) 定期確認

ア 要援護者台帳

市長は、年に1回、要援護者台帳に登録している要援護者に確認を求める旨の文書を送付するとともに、関係自主防災組織等の協力を得て、登録事項の異動等がないか確認し、登録事項に異動等があった場合には、(1)アの例により所要の措置を講ずるものとする。

イ 未登録要援護者台帳

市長は、年に1回、未登録要援護者台帳に登録している要援護者について異動等がないか確認し、異動等があった場合には、(1)ウの例により所要の措置を講ずるものとする。

ウ 潜在的要援護者台帳

市長は、年に1回、2(2)の例により、潜在的要援護者台帳を改めて作成するものとする。

4 要援護者に配慮した防災訓練の実施

市長は、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行うものとする。

自主防災組織等は、定期的に要援護者参加型の防災訓練を実施するように努めるものとする。この場合において、市長は、必要な助言・指導を行うものとする。

第3 災害発生時における措置

市長は、野田市地域防災計画に定める基準により、避難情報（要援護者避難準備、要援護者避難勧告（一般避難準備）、避難勧告及び避難指示をいう。）を適切なタイミングで躊躇することなく早期に発令し、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、電子メール、ホームページその他利用可能な手段を活用して迅速かつ確実に伝達するものとする。この場合において、市長及び自主防災組織等が講ずべき措置は、次のとおりとする。

ア 実施地区における措置

- ① 市長は、災害対策本部の福祉班に命じ、実施地区の自主防災組織等の責任者に対し、避難情報を迅速に伝達するとともに、条例第9条第1項第4号の「緊急かつやむを得ないと認めるとき」として未登録要援護者台帳の当該地区関係部分の副本を提供するものとする。
- ② ①により避難情報を伝達された自主防災組織等の責任者は、支援者等に対してその旨を伝達し、要援護者台帳に登録された要援護者の避難を支援するよう指示するものとする。さらに、自主防災組織等の責任者は、地区内の要援護者に対する避難支援の実施状況を把握し、担当する要援護者の避難支援措置を終えた支援者を他の要援護者の避難支援に加勢させるなど、全体として支援措置

が的確かつ迅速に行われるよう必要な指示をするとともに、地区内の要援護者が漏れなく避難したか確認を行うものとする。

- ③ 自主防災組織等は、②による措置と並行し、又は引き続き、②の例により、未登録要援護者台帳に登録された者に対する避難を支援するものとする。

イ 未実施地区における措置

- ① 市長は、災害対策本部の福祉班に命じ、未実施地区の自主防災組織等の責任者に対し、避難情報を迅速に伝達するとともに、条例第9条第1項第4号の「緊急かつやむを得ないと認められるとき」として潜在的要援護者台帳の当該地区関係部分の副本を提供するものとする。
- ② ①により避難情報を伝達された自主防災組織等の責任者は、構成員に対してその旨を伝達し、潜在的要援護者台帳に登録された者の所在を確認し、必要に応じてその避難を支援するよう指示するものとする。さらに、自主防災組織等の責任者は、地区内の要援護者に対する避難支援の実施状況を把握し、全体として支援措置が的確かつ迅速に行われるよう必要な指示をするとともに、地区内の要援護者が漏れなく避難したか確認を行うものとする。

ウ 警察、消防等に対する情報提供

市長は、警察及び消防等から住民の安否確認、救助活動等を行うために必要があるとして求められた場合には、必要な範囲で要援護者台帳等を提供するものとする。

第4 福祉避難所の設置・活用による支援

1 福祉避難所の設置

市長は、災害時要援護者対策における福祉避難所の対応について、その必要性を十分に理解し、平素から既存の社会福祉施設等を把握し、当該施設の管理者と災害時における福祉避難所の設置等について協議を行って、同意を得た上で、協定の締結に繋げ、福祉避難所の指定を行うことにより、事前準備に努めるものとする。

2 災害時における福祉避難所での対応

市長は、要援護者に対する特別な配慮を行うため、災害時に福祉避難所の開設にあたっては、要援護者のニーズ等や福祉避難所となる施設の被災状況等の把握を行い、福祉避難所の対応として、要援護者に配慮した支援に努めるものとする。

第5 その他

この計画の実施のために必要な登録申請書等の様式は、市長が別に定める。